

# 地域づくりネットワーク長野県協議会規約

## (目的)

- 第1 この協議会は、地域主導の地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体及び個人（以下「地域づくり団体」という）への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を推進し、もって、民間による自主的・主体的な地域づくりの取組を促進することを目的とする。

## (名称)

- 第2 この協議会は、地域づくりネットワーク長野県協議会（以下「ネットワーク」という）と称する。

## (事業)

- 第3 ネットワークは、その目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 地域づくり団体相互の交流及び情報交換
  - (2) 地域づくり団体への情報提供
  - (3) 地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施
  - (4) その他必要な事業

## (構成)

- 第4 ネットワークは、県内の地域づくり団体、長野県、地域づくり団体所在市町村等で構成する。また、10 広域にそれぞれ支部を置く。

## (幹事)

- 第5 ネットワークに幹事を置く。
- 2 幹事は、各支部地域づくり団体及び県・市町村関係者の代表等で構成する。
  - 3 幹事は、ネットワークの運営に参画する。
  - 4 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員)

- 第6 ネットワークに次の役員を置く。
- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 監事  | 2名  |

## (役員を選出)

- 第7 会長は、幹事の中から選出する。
- 2 副会長は、幹事の中から会長が選任する。
  - 3 監事は、幹事の中から会長が選任する。

## (役員職務)

- 第8 会長は、ネットワークを代表し、その事務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
  - 3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

- 第9 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

- 第10 幹事会は必要に応じ、会長が招集する。  
2 幹事会は、幹事の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。  
3 幹事会は、次の事項を議決する。  
(1) 事業計画  
(2) 予算  
(3) その他必要な事項  
4 幹事会の議長は会長が行う。  
5 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(財務)

- 第11 ネットワークの事業に要する費用は、構成員の会費及び負担金等により支弁する。  
2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

- 第12 ネットワークの事務局は、長野県企画振興部地域振興課に置く。

(その他)

- 第13 この規約の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規約は、平成8年5月28日から施行する。  
この規約は、平成10年6月1日から施行する。  
この規約は、平成13年4月1日から施行する。  
この規約は、平成15年6月4日から施行する。  
この規約は、平成18年4月1日から施行する。  
この規約は、平成18年11月1日から施行する。  
この規約は、平成26年7月3日から施行する。